

事務連絡  
令和5年3月24日

各都道府県・指定都市教育委員会  
各都道府県  
附属学校を置く各国公立大学法人  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体

御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

「東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況調査」  
の結果について（送付）

東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れについては、積極的に御対応いただいているところであり、感謝申し上げます。

さて、調査対象都道府県（北海道、東北6県、関東7県、新潟県）に御協力いただきました標記調査につきまして、このたび、調査結果が取りまとまりました。

下記のとおり文部科学省ウェブサイトに掲載をしておりますので、お知らせいたします。

各学校の設置者等におかれましては、引き続き東日本大震災により被災した児童生徒の就学の機会を確実に確保くださるよう、また、東日本大震災により被災した児童生徒に対する支援の一層の充実に御活用くださるようお願いいたします。

さらに、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会（指定都市を除く。）に対してご周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

記

○ 文部科学省ウェブサイト

トップページ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 小・中学校等への就学について > 東日本大震災関係  
> 東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況について（令和4年5月1日現在）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shugaku/detail/mext\\_00007.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/mext_00007.html)

【担当】

初等中等教育局初等中等教育企画課

教育制度改革室

白井、渡邊

電話：03-6734-2007（直通）